

# 会社法における 役員の解任請求権

制度調査部  
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 26

## 【要約】

「会社法」が、今年5月1日に施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたので、それをまとめるとともに現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

株主の権利の中には、役員の職務遂行に関して不正行為や法令・定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、その役員を解任する議案が株主総会で否決された場合、株主がその役員の解任を裁判所に請求できるとする「役員の解任請求権」が存在する。

「役員の解任請求権」は会社法でも維持されているが、行使要件などに少々変更がある。ここではこの点につき検討する。

## 1. 役員の解任請求権とは

「役員の解任請求権」とは、役員（取締役、監査役、会計参与）の職務遂行に関して不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、その役員を解任する旨の議案が株主総会で否決された場合などに、株主総会后30日以内にその役員の解任を裁判所に請求することができるという株主の権利である。

後述する一定の行使要件をみたした株主が行使できるとされている。

会社法では、854条で規定されている<sup>(注1)</sup>。

(注1) 会社法854条の題名は、「株式会社の役員の解任の訴え」となっている。

この「役員の解任請求権」という制度は、多数派の横暴などにより、非行のある役員を解任し得ない不都合が生じないように設けられた制度である<sup>(注2)</sup>。

(注2) 「新版 注釈会社法(6)」(有斐閣、1987年)の73ページ以下参照。

## 2 . 役員 の 解任 請求 権 の 行使 要件

### (1) 会社法における変更点

会社法では、大雑把に言って、「役員 の 解任 請求 権」の行使要件につき次のような改正がされた。

議決権基準に加え、株式数基準を導入。  
 「公開会社」でない場合、6ヶ月の保有要件がない  
 行使要件を定款で緩和できる。

### (2) 役員 の 解任 請求 権 の 行使 要件 の 概要

会社法上の「役員 の 解任 請求 権」の行使要件は、株式会社を次の2つに分けて考えることになる。

1. 「公開会社」である会社<sup>(注3)</sup>
2. 「公開会社」でない会社

(注3) 上場会社は、上記1の類型にあたることになるだろう。

「公開会社」という用語は、会社法で次のように定義されている。

<b>公開会社</b> <sup>(注4)</sup>	その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである(会社法2条5号)。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。
-----------------------------	--

(注4) 次のレポート参照。

・「新生『会社法』の気になる用語Q & A (1)」(横山淳、2005.6.30 作成)

よって、「役員 の 解任 請求 権 (会社法 854 条)」に関する株主の行使要件は、次のとおりである。

#### 1. 「公開会社」である会社

【議決権基準】 総株主<sup>(注5)</sup>の議決権の3%〔定款で引下げ可能〕<sup>(注6)</sup>

もしくは、

【株式数基準】 発行済株式<sup>(注7)</sup>の3%〔定款で引下げ可能〕<sup>(注8)</sup>

6ヶ月保有〔定款で短縮可能〕

## 2. 「公開会社」でない会社

【議決権基準】 総株主<sup>(注9)</sup>の議決権の3%〔定款で引下げ可能〕<sup>(注10)</sup>

もしくは、

【株式数基準】 発行済株式<sup>(注11)</sup>の3%〔定款で引下げ可能〕<sup>(注12)</sup>

(なし)

(注5)ここでいう「総株主」からは、次の株主が除かれる(会社法854条1項1号)。

- イ. 当該役員を解任する旨の議案について議決権を行使することができない株主(その役員の解任につき議決権がない株主)
- ロ. 当該請求に係る役員である株主(解任請求が出されている役員)

(注6)前記の「(注5)」のイ及びロの株主は、議決権基準に基づいて、役員の解任請求権を行使することはできない(会社法854条1項1号)。

(注7)ここでいう「発行済株式」からは、次の株主が有する株式が除かれる(会社法854条1項2号)。

- イ. 当該株式会社である株主(つまり自己株式を保有する発行会社)
- ロ. 当該請求に係る役員である株主(解任請求が出されている役員)

(注8)前記の「(注7)」のイ及びロの株主は、株式数基準に基づいて、役員の解任請求権を行使することはできない(会社法854条1項2号)。

(注9)前記の「(注5)」参照。

(注10)前記の「(注6)」参照。

(注11)前記の「(注7)」参照。

(注12)前記の「(注8)」参照。